

社債管理者に期待する役割及び業務(2)(事務局整理・検討メモ)
—「社債管理人制度(仮称)」(案)等について—

平成22年12月1日

「社債管理人制度(仮称)」(案)の概要・検討事項	備考
<p>I. 「社債管理人制度(仮称)」(案)について</p> <p>1. 「社債管理人」の機能・位置付け(前提)</p> <p>(1) 社債管理者は、会社法上、社債権者(投資家)の法定代理人として、次の2つの機能を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none">① 発行会社の財務内容のモニタリング・債権保全機能② デフォルト社債の債権の保全・回収機能 <p>(2) <u>「社債管理人」は、米国トラスティーを参考に、上記(1)の②のデフォルト社債の債権の保全・回収機能に特化、社債のデフォルト時点以降、社債権者(投資家)の法定代理人として、善管注意義務の下、債権の保全・回収のために適切に判断・行動する。</u></p> <p>(具体的な役割・機能)</p> <ul style="list-style-type: none">① 社債権者間の利害調整機能を担う。② 債権の届出を行う。③ 同順位の債権に対して劣後しないよう「管理」する。④ 社債権者集会の招集を行う(招集権を持つ)。	<p>○ 低格付社債では、投資家は、左記(1)の①の機能や、社債のデフォルト前の情報提供を求めているのではないか。</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none">① 社債管理者設置債とする。② 「社債管理人」設置債では、例えば、必要に応じて、投資家に期中償還のプットオプションを付すなどの対応により、コベナンツ管理及びモニタリングは行わない。③ 発行会社の情報開示の徹底を図る。

2. 「社債管理人」の担い手

- (1) 債権回収のプロフェッショナルである弁護士等の自然人や法人
- (2) 社債管理者と同じく銀行、信託銀行、保険会社等
- (3) 資格は必要としない。
- (4) その他

3. 「社債管理人」設置債

- (1) 新たに「社債管理人」を設置することにより、次の3つの形態が考えられる。
 - ① 社債管理者設置債
 - ② F A債（社債管理者非設置債）
 - ③ 「社債管理人」設置債（+「F A」を置く。）
- (2) 「社債管理人」は、強制設置か、任意設置か。
- (3) 仮に「社債管理人」を強制設置とした場合
 - ① 社債管理者若しくは「社債管理人」の強制設置
 - ② 信用リスクに応じて一定レベル以下の社債には「社債管理人」を強制設置
- (4) 社債管理者の設置基準

発行会社の信用リスクに関係なく、個人向け社債では、一律に社債管理者が設置されるが、例えば、個人向け社債に「社債管理人」の設置は検討できないか。

- 利益相反の問題
（対応）
 - ① 利益相反関係が生ずる場合は辞任。
 - ② 社債権者が期待する役割を發揮できない場合、社債権者集会で交代する。
- 発行会社の理解、投資家のニーズ、投資家保護

4. 「社債管理人」手数料

- (1) 社債管理者よりかなり低廉（必須）で、F A債と同レベルの手数料
- (2) F A債と比較して追加的手数料の負担
- (3) 手数料の負担者

- ① 発行会社（債務者）が全額負担する。

例えば、次のような発行会社の信用リスク等に応じた柔軟な手数料とする。

イ. 社債発行時の信用リスク

ロ. 社債発行後、信用リスクが増大した場合には追加負担を求める。

ハ. 社債のデフォルト後は、発行会社（債務者）から優先的に弁済を受ける。

- ② 社債権者（投資家）が一部負担する。

社債がデフォルトした場合には、例えば、社債権者（投資家）が、回収金から成功報酬として支払う。

5. その他

II. 社債管理者制度について

次の事項について検討を行う。

- (1) 欠格事由の要否
- (2) 損害賠償責任に係る一般規定の検証

以 上